

奈良市議会議員の政治倫理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(政治倫理規準)</p> <p>第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 市又は市の出資法人が補助金等を交付する団体（<u>住民自治組織</u>を除く。）等の役員に就任しないよう努めること。</p> <p>2 略</p>	<p>(政治倫理規準)</p> <p>第3条 議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 市又は市の出資法人が補助金等を交付する団体（<u>自治会</u>を除く。）等の役員に就任しないよう努めること。</p> <p>2 略</p>